

健生食輸発0228第2号  
令和6年2月28日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(中国産にんじんのトリアジメノール)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和6年2月28日付け健生食輸発0228第1号)により通知したところである。

今般、中国産にんじんのトリアジメノールについて、輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
にんじん及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジメトモルフ トリアジメノール メピコートクロリド	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジメトモルフ、基準値(0.1ppm)を超えるトリアジメノール及び基準値(0.01ppm)を超えるメピコートクロリドが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象 食品等	条 件	検 査 の 項 目	試験品採取 の方法	検査の方法	検査を受けるこ とを命ずる具体 的理由
にんじん及びそ の加工品 (簡易な加工に 限る。)		ジメトモ ルフ メピコー トクロリ ド	別表1の3 によるこ と。	平成17年1月24日 付け食安発第 0124001号「食品に 残留する農薬、飼 料添加物又は動物 用医薬品の成分で ある物質の試験法 について」による こと。	基 準 値 (0.01ppm)を 超えるジメトモ ルフ及び基準値 (0.01ppm)を 超えるメピコー トクロリドが検 出されるおそれ があるため。

に改める。